



「共済組合・互助会事業にチューモク！」
令和5年4月 色々変わっています！

今年度から変更された内容を載せています。変更箇所に波線を引いています。

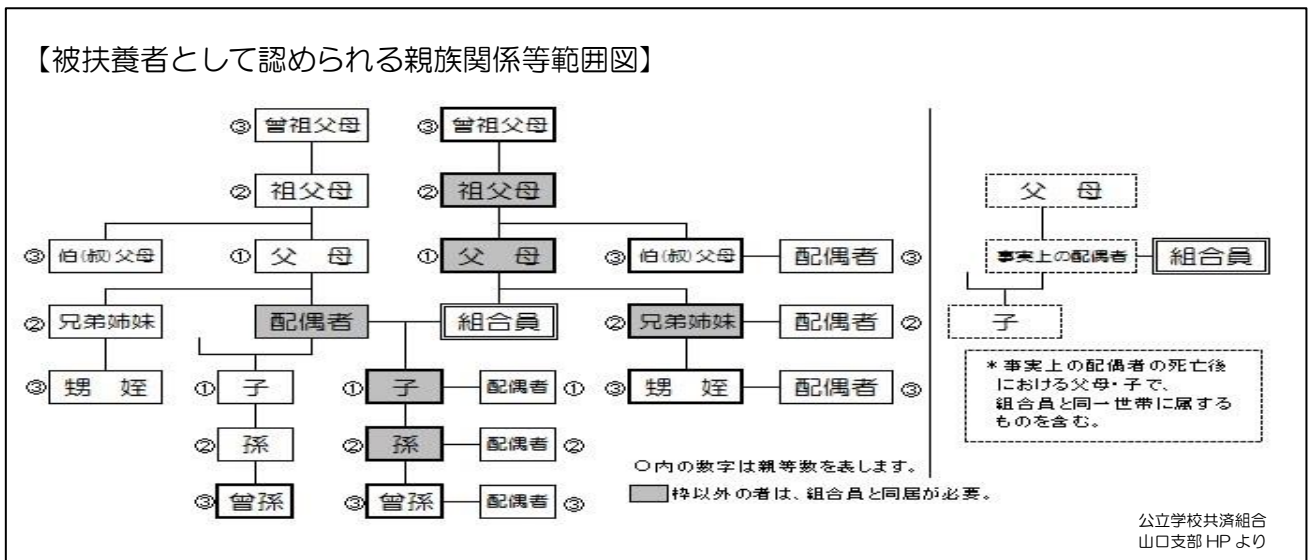
【被扶養者の認定要件(保険証の関係)】

○被扶養者の範囲 (①～③すべてを満たす)

- ①組合員と一定の身分関係(※1) ②主として組合員の収入によって生計を維持している者(※2)
- ③日本国内に住所を有する者

※1 身分関係

組合員と同居でなくてもよい者と、同居であることが必要な者がいます。



※2 主として組合員の収入によって生計を維持している者

認定を受けようとする者が、事由発生時から向こう12か月の収入推計額が認定基準年額以上となる場合、または、月々の収入が未確定な者(パート等実績での収入)は3か月連続で認定基準月額以上となった場合は、被扶養者にはなれません。

(該当別認定基準額)

	認定基準年額	認定基準月額
60歳以上の者(※3)	1,800,000円	150,000円
障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者(※4)	1,800,000円	150,000円
上記以外の者	1,300,000円	108,334円

※3 誕生日の前日から収入要件が180万円未満となります。また、パート収入等により月収が不特定の者については、誕生日の前日の属する月の収入額から、月額15万円未満が収入要件となります。

※4 原則として、年金裁定済みの者であることが前提となりますが、現に障害年金を受給していない者(併給調整等による支給停止)についても、認定の対象となります。

【出産費及び家族出産費の支給額】

令和5年4月1日以降の出産 **420,000円 → 500,000円**

*産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合 408,000円 → 488,000円

【宿泊保養施設利用補助及び会食利用補助】

○宿泊保養施設利用補助

概要 全国の公立学校共済組合宿泊・保養施設を利用するときの一部補助
 対象者 組合員及び被扶養者ただし、セントコア山口的利用は組合員の
2親等以内の親族含む
 補助額 全施設3,000円
 年度内補助回数 1.2泊を限度
 (組合員の被扶養者及び親族に係る補助回数は当該組合員の補助回数に通算)
 宿泊クーポン 廃止



セントコア山口
 利用は、被扶養者
 でなくても、2親
 等以内なら補助が
 利用できるように
 になりました。

○会食等利用補助

概要 セントコア山口で会食をするとき又はセントコア山口的企画するテイクアウト商品の購入の補助
 対象者 組合員及び被扶養者及び組合員の2親等以内の親族含む
 補助額
 (会食) 料理単価 2,000円以上6,000円未満→1,000円補助
 料理単価 6,000円以上→2,000円補助
 (テイクアウト) 税込価格 15,000円→2,000円×3回分(6,000円) ※最大補助額
 10,000円→2,000円×2回分(4,000円)
 6,000円→2,000円×1回分(2,000円)
 3,800円→1,000円×1回分(1,000円)
 年度内補助回数 会食・テイクアウト利用合わせて1.2回を限度
 (組合員の被扶養者及び親族に係る補助回数は当該組合員の補助回数に通算)

【退職互助部制度】

○現職会員の加入資格について

35歳になった次の年度の4月1日から全員の方が自動加入
 ※ 令和5年3月31日時点で未加入の35歳以上の方は、今まで通り希望制。
 ※ 退職時に、退職会員となることを希望しない場合は、既納入分の掛金を
 脱退一時金として全額返金するため、不利になることはありません。

大幅に変更と
 になりました。



○退職会員の取扱いについて

		新制度会員 (R5.4.1 以降の退職者)	旧制度会員 (R5.3.31 以前の退職者)
掛金額		給料月額×3/1000× <u>360月</u> (30年間: 36~65歳)	給料月額×3/1000× <u>300月</u> (25年間: 36~60歳)
退職会員になれる年齢		<u>55歳以上</u> (55歳未満は脱退)	45歳以上 (45歳未満は脱退)
配偶者 加入の 場合	名称	<u>配偶者会員</u>	加入配偶者
	加入資格	<u>特別会員になれる資格がある者は、 配偶者会員になれない。</u>	夫婦とも現職会員の場合、 どちらかが加入配偶者になれる。
	掛金	<u>特別会員と同額を一括納入</u>	なし
	適用事業	<u>全事業対象</u>	一部の事業のみ対象
療養 補助金	対象年齢	<u>55~85歳</u> になるまで	75歳になるまで
	給付額	<u>2,000円を控除し、80%を乗じた額</u>	(特別会員) 2,000円を控除し、80%を乗じた額 (加入配偶者・遺族会員) 3,000円を控除し、80%を乗じた額
入院見舞金		<u>適用なし</u>	特別会員が75~85歳になるまでの間に 5日以上入院1日につき1,000円給付
退会給付金		<u>退職会員となった日から20年以内に退会を希 望した場合に給付(10,000~100,000円)</u>	適用なし
埋葬料		退職会員となった日から <u>4年以内</u> に死亡した 場合に給付(20,000~100,000円)	退職会員となった日から3年以内に死亡 した場合に給付(30,000~70,000円)



その他、互助会の貸付利率が引き下げとなっています。一般貸付等 1.0%→0.9%